

# 山梨県立大学学生通則

(平成22年4月1日制定 大学第2001号)

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この通則は、山梨県立大学（以下「本学」という。）の他の規定に特段の定めがある場合を除くほか、本学における学生生活一般に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 入学手続等

(誓書等)

第2条 本学に入学しようとする者は、誓書（様式第1号）を入学手続時に提出しなければならない。

2 本学に入学した者は、本学の学生であることを自覚し、前項の誓約を守らなければならない。

3 支援者は、父母若しくは近親者又はこれに代わる者で、学生が本学において勉学に専念できるよう、当該学生を支援し、及び指導する責任を負うものとする。

(学生記録)

第3条 学生は、入学後速やかに学生記録（様式第3号）を提出しなければならない。

(変更届)

第4条 学生は、学生記録に記載した氏名、住所又は支援者若しくは支援者の住所を変更したときは、速やかに、それぞれ住所変更届（様式第4号）、改姓名届（様式第5号）又は支援者（住所）変更届（様式第6号）を学長に提出しなければならない。

2 前項のほか、学生記録に記載した事項を変更したときは、前項の規定を準用する。

## 第3章 学生証

(学生証)

第5条 学生は、入学の際、学生証（様式第7号）の交付を受けるものとする。

2 学生は、常に学生証を携帯し、本学の教職員から求められたときは、直ちにこれを提示しなければならない。

3 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 学生は、学生証を紛失し、若しくは汚損したときは、速やかに学生証再交付申請書（様式第8号）を学長に提出し、再交付を受けなければならない。

5 学生は、卒業、退学、除籍等により学籍を離れたときは、直ちに学生証を返還しなければならない。

## 第4章 諸証明書

(通学証明書)

第6条 公共交通機関の通学定期乗車券を購入するため、通学証明書の交付を希望するときは、通学証明書交付願（様式第9号）を、必要とする日の3日前まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を含まない。）に学長に提出しなければならない。

(学生割引証)

第7条 旅行するため、学生旅客運賃割引証の交付を希望するときは、学内に設置する証明書自動発行機により交付を受けるものとする。

2 第1項による交付が困難な場合は、学生割引証交付申請書（様式第10号）を、必要とする日の3日前まで（土曜日、日曜日及び休日を含まない。）に学長に提出しなければならない。

(健康診断結果証明書)

第8条 就職又は実習等のため、健康診断結果証明書の交付を希望するときは、学内に設

置する証明書自動発行機で交付を受けるものとする。

- 2 第1項による交付が困難な場合は、健康診断結果証明書交付申請書（様式第11号）を、必要とする日の3日前まで（土曜日、日曜日及び休日を含まない。）に学長に提出しなければならない。

（証明書等の発行）

第9条 学生は、次の各号に掲げる証明書等の交付を希望するときは、学内に設置する証明書自動発行機により交付を受けるものとする。

- (1) 在学証明書
- (2) 在籍証明書
- (3) 卒業見込証明書
- (4) 成績証明書
- (5) 指定保育士養成施設卒業見込証明書
- (6) 介護福祉士資格取得見込証明書
- (7) 社会福祉士受験資格取得見込証明書
- (8) 精神保健福祉士受験資格取得見込証明書
- (9) 社会福祉主事任用資格取得見込証明書
- (10) 教員免許状取得見込証明書
- (11) 単位修得証明書
- (12) 単位修得見込証明書

2 学生が次の各号に掲げる証明書等の交付を希望する場合、又は第1項の規定による交付が困難な場合は、在学証明書・卒業見込証明書・成績証明書等交付申請書（様式第12号）の提出により必要とする日の3日前まで（土曜日、日曜日及び休日を含まない。）に学長に申請するものとする。ただし、英文による証明書の場合は14日前まで（土曜日、日曜日及び休日を含まない。）に申請するものとする。

- (1) 卒業証明書
- (2) 指定保育士養成施設卒業証明書
- (3) 社会福祉士受験資格取得証明書
- (4) 精神保健福祉士受験資格取得証明書
- (5) 社会福祉主事任用資格取得証明書
- (6) 日本語教員養成課程修了見込証明書
- (7) 日本語教員養成課程修了証明書
- (8) 修業証明書（保健師）
- (9) 修業証明書（助産師）
- (10) 修業証明書（看護師）
- (11) その他学長が必要と認めるもの

3 過去において本学の学生であったものが第1項及び第2項各号に定める証明書等の交付を受けようとするときは、卒業（修了）証明書・成績証明書・修業証明書等交付申請書（様式第13号）の提出により必要とする日の7日前まで（土曜日、日曜日及び休日を含まない。）に学長に申請するものとする。ただし、英文による証明書の場合は14日前まで（土曜日、日曜日及び休日を含まない。）に申請するものとする。

なお、手数料については公立大学法人山梨県立大学授業料等に関する規程第9条によるものとする。

4 授業料未納により除籍となった学生は、当該授業料未納の期間における証明を受けることはできない。

## 第5章 休学、復学、留学、転学、退学、死亡又は行方不明

（休学）

第10条 学生は、山梨県立大学学則（以下「学則」という。）第14条第1項の規定により休学の許可を受け、又は学則第15条第1項ただし書の規定による休学期間の延長の承認を受けようとするときは、本人及び支援者が連署した休学願（様式第14号）を

学長に提出しなければならない。

(復学)

第11条 学生は、学則第16条の規定により復学の許可を受けようとするときは、本人及び支援者が連署した復学願(様式第15号)を学長に提出しなければならない。

(留学)

第12条 学生は、学則第17条の規定により一学期以上の留学の許可を受けようとするときは、本人及び支援者が連署した留学願(様式第16号)を学長に提出しなければならない。

(転学)

第13条 学生は、学則第18条の規定により転学の許可を受けようとするときは、本人及び支援者が連署した転学願(様式第17号)を学長に提出しなければならない。

(退学)

第14条 学生は、学則第20条の規定により退学の許可を受けようとするときは、本人及び支援者が連署した退学願(様式第18号)を学長に提出しなければならない。

(死亡又は行方不明)

第15条 支援者は、学生が死亡し、又は行方不明となったときは、死亡・行方不明届(様式第19号)を学長に提出しなければならない。

## 第6章 欠席

(欠席)

第16条 学生又は保証人は、学生が次に掲げる事項のいずれかに該当する理由で欠席しようとするときは、あらかじめ欠席届(様式第20号)を学長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ提出できなかったときは、当該理由が消失した後、速やかに提出するものとする

- (1) 傷病及びその他の理由で欠席するとき
- (2) 資格取得のための実習
- (3) 就職試験、対外試合、学外活動などのとき
- (4) 忌引
- (5) 風水害、震災、その他の非常災害等

## 第7章 健康診断

(健康診断)

第17条 学生は、毎年定期又は臨時に行う本学の健康診断を受けなければならない。

ただし、他の医師による当該健康診断に相当する健康診断を6月以内に受け、その診断書又は証明書を学長に提出したときは、この限りでない。

2 学生は、前項の健康診断の結果に基づいて本学が行う保健指導上の指示に従わなければならない。

## 第8章 学生団体

(団体の設立)

第18条 学生が学内において団体(以下「学生団体」という。)を設立しようとするときは、団体設立願(様式第21号)に名簿を添えて学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の学生団体の設立に当たっては、本学の教職員を顧問として置かなければならない。

3 学長は、提出された団体設立願に虚偽の記載があったときは、第1項の規定により行った許可を取り消すことができる。

(団体設立事項の変更)

第19条 前条の規定により許可を受けて設立した学生団体が前条第1項の団体設立願に記載した事項を変更しようとするときは、団体設立事項変更願(様式第22号)を学長

に提出し、許可を受けなければならない。

(活動報告等)

第20条 学生団体は、毎年5月末までに、前年度の活動状況等を記載した団体活動報告書(様式第23号)を学長に提出しなければならない。

2 学生団体は、活動を継続する場合には、毎年5月末までに、学生団体役員並びに団員名簿(様式第24号)を学長に提出しなければならない。

3 前項の規定による届の提出がない学生団体は、解散したものとみなす。

(団体の解散)

第21条 学生団体が解散するときは、速やかに団体解散届(様式第25号)を学長に提出しなければならない。

(学外団体への加入)

第22条 学生団体が学外の団体に加入しようとするときは、学外団体加入願(様式第26号)を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 学生団体が学外の団体から脱退したときは、速やかに学外団体脱退届(様式第27号)を学長に提出しなければならない。

(活動の制限等)

第23条 学生団体が次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、学長は、当該学生団体の活動を停止するとともに設立の許可を取り消すことができる。

(1) 学則その他本学の諸規程に違反したとき

(2) 本学の教育研究活動及び施設、設備等の維持管理活動を妨げたとき

(3) 本学に対する信用を著しく傷つけたとき

(4) 学生団体の活動が長期にわたって行われなかったとき、又は第20条第1項の団体活動報告書の提出がなされなかったとき

(学外での活動)

第24条 学生団体が学外で活動しようとするときは、原則としてその7日前までに学外活動届(様式第28号)を学長に提出しなければならない。

## 第9章 自動車等通学

(四輪自動車による入校禁止)

第25条 学生の四輪自動車による本学敷地内への乗り入れは禁止する。ただし、学長が特に認めるときは、この限りではない。

(自転車等通学)

第26条 自転車及び二輪自動車(以下「自転車等」という。)で通学する学生は、学長が指定した駐輪場に駐輪しなければならない。

2 学長は、通学のための自転車等の使用が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、警告処置をとり、自転車等の撤去を命じることができる。

(1) 駐輪場以外の場所に、通学のための自転車等が駐輪されているとき

(2) 本学の教職員及び他の学生に対し迷惑となる行為のあったとき

## 第10章 施設等の使用

(施設等の使用許可)

第27条 学生等が本学の施設、設備及びこれに備え付けた物品(以下「施設等」という。)を、授業以外の目的で使用しようとするときは、あらかじめ山梨県立大学施設使用規程に定める施設使用許可申請書を事務局長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、この規程及び本学の他の諸規程その他に特段の定めがある場合は、この限りではない。

## 第11章 喫煙の禁止

(喫煙の禁止)

第28条 本学敷地内における喫煙は、禁止する。

## 第 12 章 雑則

(事故等の報告)

第 29 条 学生又は支援者は、学生が交通事故その他の事故又は事件等の当事者となったときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(委任)

第 30 条 この通則に定めるもののほか、本学における学生生活一般に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この通則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この通則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(適用)

2 改正後の通則は、令和 4 年度入学生から適用し、令和 3 年 4 月 1 日前から在学する者の保証人に係る規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この通則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。